

## アジア諸国と人権 (その三)



研究センター所長  
同志社大学教授

安藤 仁介

このシリーズでは、前二回に続き、台湾の人権問題について考えていますが、一九七二年の日中共同宣言により、日本政府は「中華人民共和国（北京）政府が中国の唯一の合法政府であることを承認」とともに「台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部である」とする同政府の立場を十分理解し、尊重し、同時に「ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する」と述べました。つまり、それまで日本政府は中国を代表すべき政府は、中華民国（台北）政府だと見なしてきた政策を改め、北京政府こそ中国を代表すべき政府だと認めただけで、これを日本の中国に関する政府承認政策の切り替えといえます。ただし一方で、台湾が中国の一部であるとする

北京政府の立場を理解・尊重するといいながら、他方でポツダム宣言に基づく立場を堅持するという日本政府の言い分は何を意味したのでしょうか。

実は日本以外にも、多くの国が中国に関する政府承認政策を切り替えましたが、「台湾が中国の一部である」とする北京政府の立場については、それぞれの国の事情を反映して、微妙な対応の違いが見られます。まず、モルジブ、ギニア・ビサウ、ニジェールなど台湾とあまり関係がなかった国の対応を見ると、北京政府の立場を承認するとはっきり言い切っています。これに対して、台湾との関係が深かった米国は一九七八年の米中共同コミュニケのなかで政府承認の切り替えに同意する反面、それを前提としつつ「米国の国民は台湾の人民と文化的・商業的等の非公式関係を維持する」と明言し、台湾関係法という国内法を制定して関係の中身を規定しました。英国やオーストラリアもこれに近い対応をしています。また、オランダ、フィリピンは日本と同様に対応し、カナダ、ベルギー、ギリシャ、ブラジルなども北京政府の立場に留意する」と述べるに留め、承認（同意）す

るという言葉を避けています。

日本は一九四五年に連合国の提示したポツダム宣言を受け入れて降伏しましたが、同宣言は二年前のカイロ宣言に従って「台湾及び澎湖島のような…地域を中華民国に返還する」と定めており、一九五一年の対日平和条約もこれを受けて「日本は台湾及び澎湖島に対する権利を放棄する」と定めています。ここにいう中華民国は中国と考えられますから、日本は台湾が中国の一部であることは否定できません。しかし一九四五年以降、中国の政変の結果、中国本土は共産党軍の支配下に入ったが、蒋介石の率いる国民党軍が台湾へ逃れて台湾と周辺の小島を支配し続け、その地域に北京政府の支配が及んでいないことも事実です。日中共同宣言で日本政府がポツダム宣言に基づく立場を堅持するといったのは、日本としてはそのような事実まで否定することはできないという意味だったのです。現に政府承認の切り替え後も、日本と台北政府は東亜（台湾では亜東）交流協会という民間組織を設置し、この組織を介して旅券・ビザの発行や交通・貿易関係の処理をそれまで通り継続しているの

す。

もつとも日本の立場としては、台湾は中国の一部であって、現状においては中国から分離した独立国家と見ることはできません。また、北京政府が中国の正統政府である以上、台北政府はせいぜい中国の一部を現実に支配する地方政権でしかありません。実際のところ日本政府は一九五二年、対日平和条約の規定に従って、中華民国政府とのあいだで「日華平和条約」を結び、台湾・澎湖島に在る日本・日本国民の財産・請求権と日本に在る中華民国・その住民の財産・請求権とにかかわる問題については、両国間の特別取極で処理することにしていました。ところが、この取極が締結される前に、日本政府は中国に関する政府承認政策を切り替え、外務大臣談話により「日中共同宣言の採択の結果、日華平和条約は存続の意義を失い、失効した」と公表しました。これにより、台湾住民の日本に対する請求権（人権）にマイナスが生じました。次回は、この台湾人元日本兵事件について考えることから始めましょう。